

平成30年度個別労働紛争解決制度施行状況

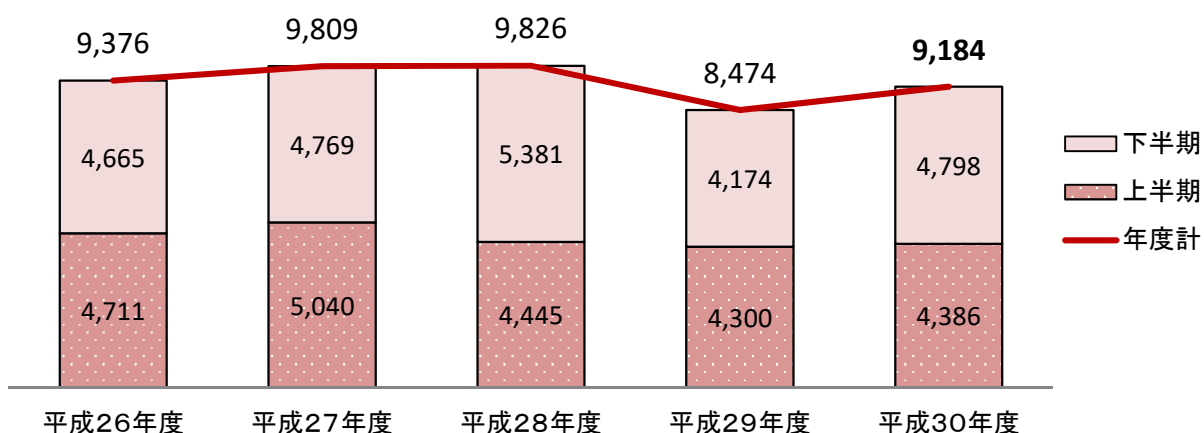
1 総合労働相談の状況

(1) 相談件数 [表1]

総合労働相談コーナー、労働基準監督署等に寄せられた総合労働相談件数は、9,184件（前年度比+710件、8.4%増）であった。

総合労働相談件数は、平成28年度までは増加傾向で推移し、平成29年度に8,000件台前半にまで一時的に減少するも、平成30年度は再び9,000件台となった。

[表1] 総合労働相談件数の推移



	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
上半期	4,711	5,040	4,445	4,300	4,386
下半期	4,665	4,769	5,381	4,174	4,798
年度計	9,376	9,809	9,826	8,474	9,184

(単位:件)

(2) 相談者

相談者の内訳は、以下のとおりであった。

- | | | |
|-----------------|---------|--------------|
| ① 労働者 | 5,113 件 | (全体の 55.7 %) |
| ② 事業主 | 2,601 件 | (同 28.3 %) |
| ③ その他 (家族、知人など) | 1,470 件 | (同 16.0 %) |

(3) 相談内容

相談内容の内訳は、以下のとおりであった。

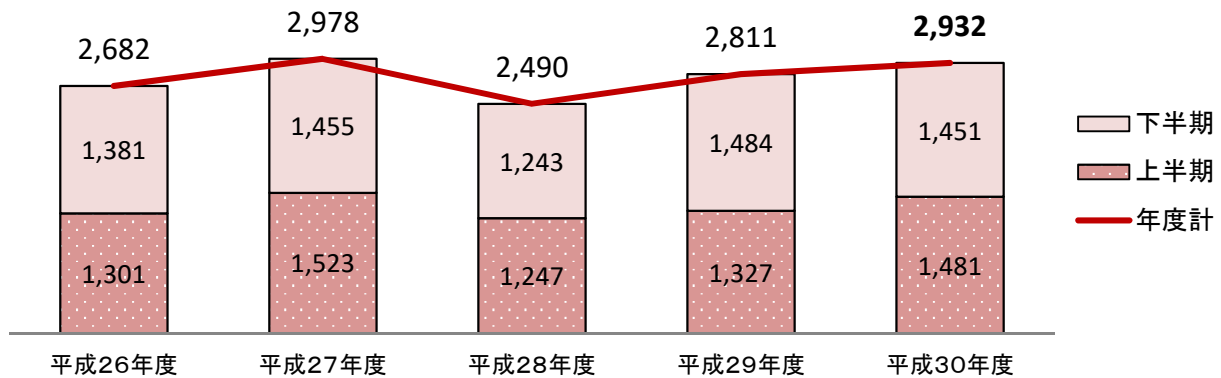
- | | | |
|--|---------|--------------|
| ① 法令・制度の内容等に係る問合せ、労働基準法等に係る法違反の疑いのある相談に関するもの | 5,687 件 | (全体の 61.9 %) |
| ② 民事上の個別労働関係紛争に関するもの | 2,932 件 | (同 31.9 %) |
| ③ その他 (他の行政機関に関するものなど) | 565 件 | (同 6.2 %) |

2 民事上の個別労働紛争に関する相談の状況

(1) 相談件数 [表2]

民事上の個別労働紛争相談件数は2,932件（前年度比+121件、4.3%増）であり、平成26年度以降2,000件台半ばから後半を推移している。

[表2] 民事上の個別労働紛争相談件数の推移



	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
上半期	1,301	1,523	1,247	1,327	1,481
下半期	1,381	1,455	1,243	1,484	1,451
年度計	2,682	2,978	2,490	2,811	2,932

(単位: 件)

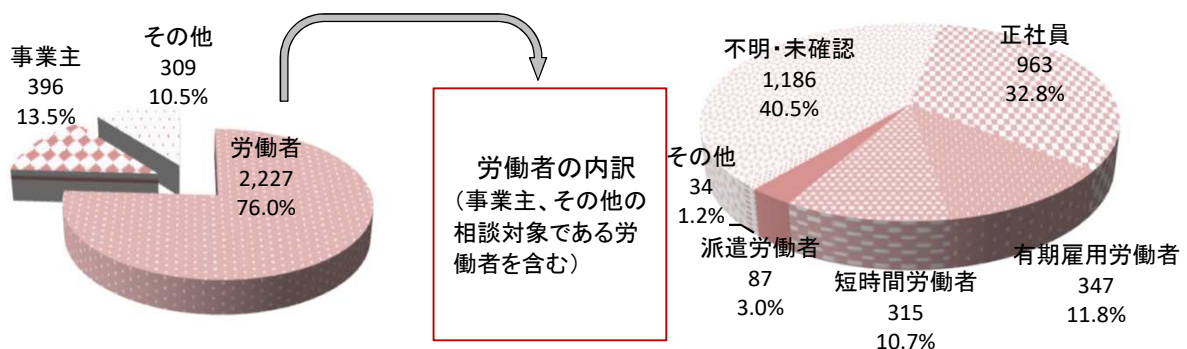
(2) 相談者 [表3]

相談者の内訳は、以下のとおりであった。

- ① 労働者 2,227 件 (全体の 76.0%)
- ② 事業主 396 件 (同 13.5%)
- ③ その他 (家族、知人など) 309 件 (同 10.5%)

①及び②・③の相談対象となる労働者を就労形態別で見ると、正社員が963件 (32.8%)、有期雇用労働者が347件 (11.8%)、パート・アルバイト等の短時間労働者が315件 (10.7%)、派遣労働者が87件 (3.0%)であった。

[表3] 相談者の内訳



(3) 相談内容 [表4-1、4-2]

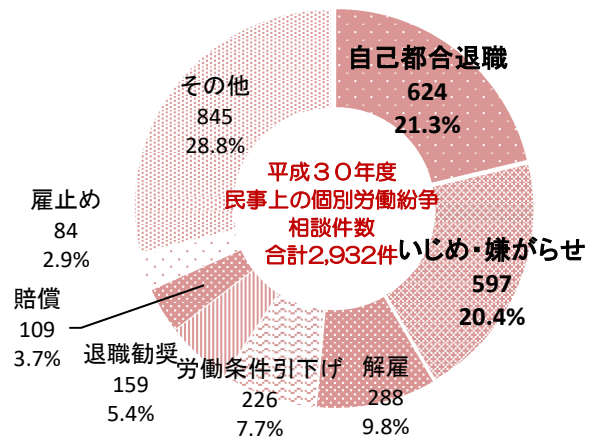
最も多かった相談内容は、「自己都合退職」の624件であり、全体の21.3%を占めている。「自己都合退職」にかかる相談は、人手不足を背景とした事業場からの慰留に関してなされるもの、いつ退職届を提出すればよいか等といった退職手続に関するもの等が寄せられている。

次いで「いじめ・嫌がらせ」の597件(20.4%)であるが、平成22年度以降8年連続してトップであったものの、平成27年度をピークに年々減少し、平成30年度は「自己都合退職」を下回った。これは、パワーハラスメントをはじめとする「ハラスメント」の問題点やその防止対策に関する認知度の高まりが影響しているものと考えられる。

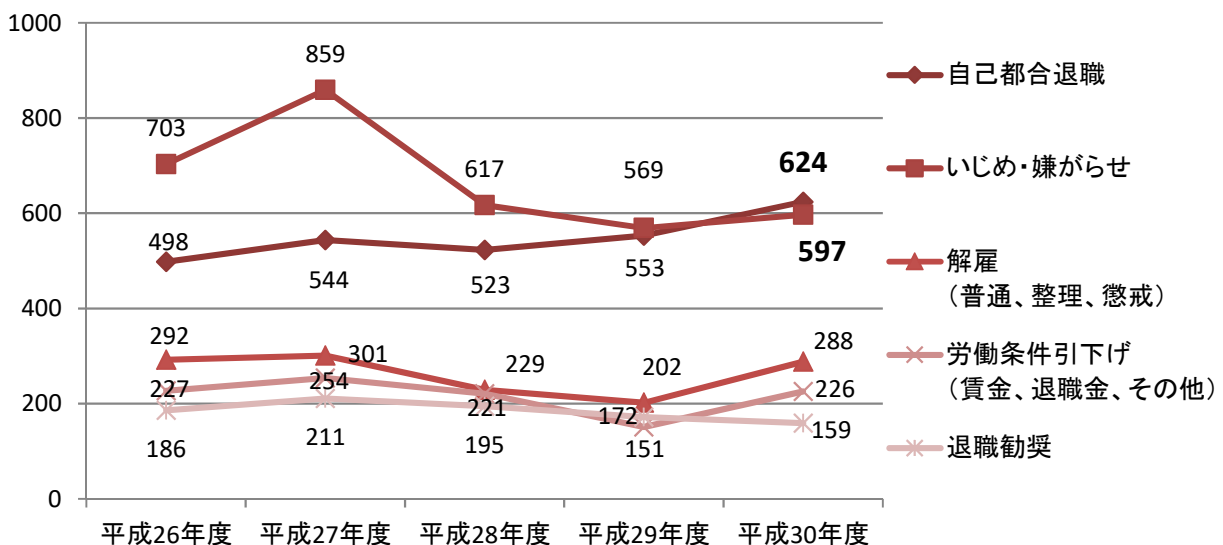
以下、「解雇(普通解雇、整理解雇、懲戒解雇)」の288件(9.8%)、「労働条件引下げ(賃金、退職金、その他)」226件(7.7%)、「退職勧奨」159件(5.4%)が続く。

「解雇(普通解雇、整理解雇、懲戒解雇)」は、平成23年度以降減少傾向で推移していたが、平成30年度はこれが増加に転じている。これは、障害者雇用やメンタルヘルス対策への認知度の高まりによって、より慎重な対応のための事前相談に関するものが影響していると考えられる。

[表4-1] 相談内容の内訳



[表4-2] 主要な相談内容別件数の推移

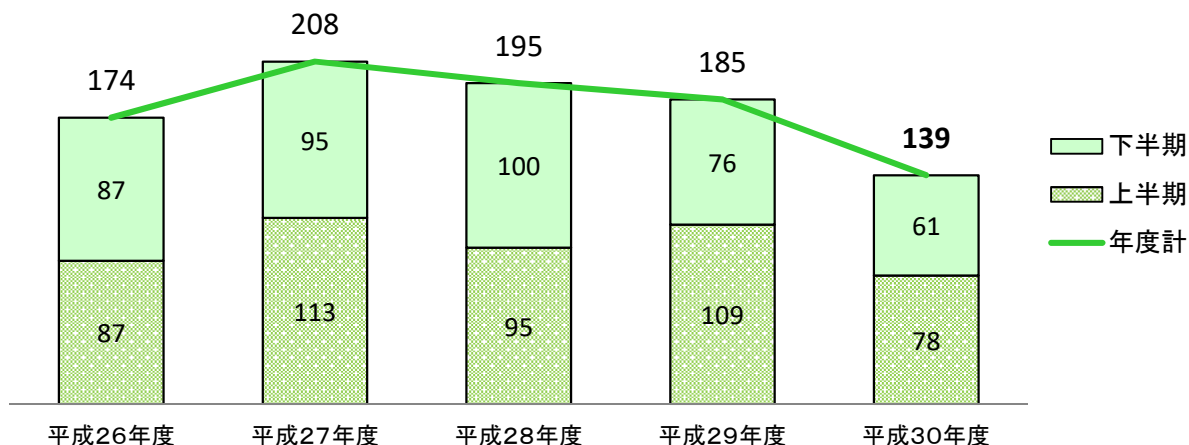


3 労働局長による助言・指導

(1) 申出件数 [表5]

民事上の個別労働紛争相談のうち、労働局長による助言・指導の申出件数は139件と、過去最高であった平成27年度（208件）以降、3年連続減少した。

[表5] 助言・指導の申出件数の推移



	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
上半期	87	113	95	109	78
下半期	87	95	100	76	61
年度計	174	208	195	185	139

(単位:件)

(2) 申出人

申出人の内訳は、139件全数が労働者であった。

これを就労形態別にみると、正社員が74件（53.2%）、有期雇用労働者が31件（22.3%）、パート・アルバイト等の短時間労働者が24件（17.3%）、派遣労働者が5件（3.6%）であった。

(3) 申出内容 [表6]

申出内容の内訳は、「いじめ・嫌がらせ」に関するものが47件（28.3%）と最も多く、次いで「その他の労働条件」28件（16.9%）、「自己都合退職」25件（15.1%）、「解雇（普通解雇・整理解雇・懲戒解雇）」20件（12.0%）となっている。

[表6] 助言・指導の申出内容別件数の推移

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
いじめ・嫌がらせ	35	46	30	40	47
その他の労働条件 (※1)	15	20	35	38	28
自己都合退職	37	48	45	46	25
解雇 (※2)	15	12	8	13	20
雇用管理改善等 (※3)	18	28	28	35	9
その他 (上記以外)	82	71	62	39	37
合計	202	225	208	211	166

(単位: 件)

※1 「その他の労働条件」は、労働条件に関するものうち賃金、労働時間、勤務シフト、休日、休暇、休職、福利厚生等のこと。

※2 「解雇」は、普通解雇、整理解雇、懲戒解雇の合計である。

※3 「雇用管理改善等」は、企業の人事管理、労務管理、職場環境の問題について、改善や補償を求めるものこと。

※4 内容別の合計が申出件数よりも多いのは、1件の申出で複数の項目を受理したことによる。

(4) 助言・指導の処理状況 [表7]

助言・指導の処理状況は下表のとおりであり、具体的な事例は別添2に掲載している。

[表7] 助言・指導の処理状況 ※ ()内は、処理終了件数144件に占める比率を示す。

<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> 助言・指導の 申出 </div>	処理終了件数 144 件			
	助言・指導の実施	取下げ	打切り	その他
	144件 (100.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)

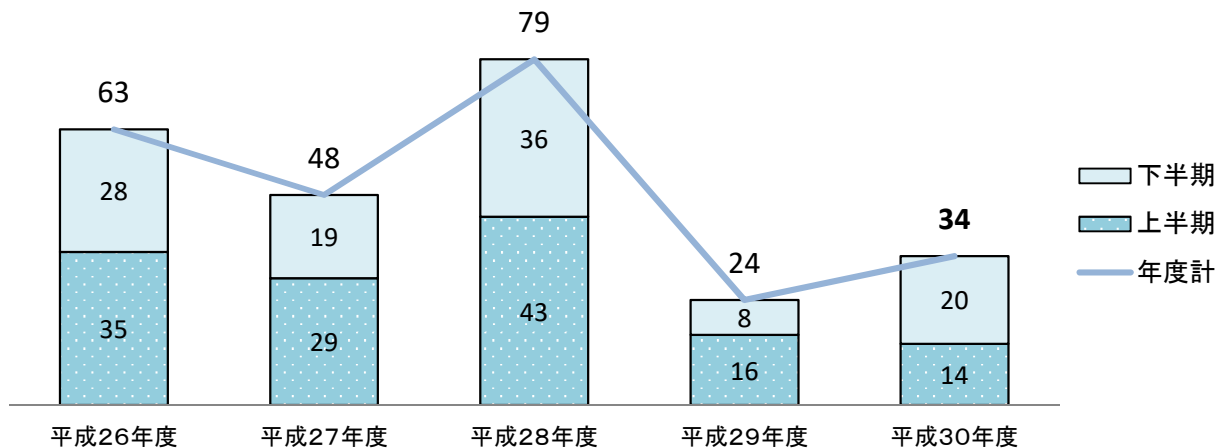
※ 処理終了件数には、繰越分を含んでいる。

4 紛争調整委員会によるあっせん

(1) 申請件数 [表8]

平成30年度のあっせん申請件数は34件であり、前年度から増加しているが、過去5年間は増減を繰り返している。

[表8] あっせん申請件数の推移



	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
上半期	35	29	43	16	14
下半期	28	19	36	8	20
年度計	63	48	79	24	34

(単位:件)

(2) 申請人

申請人の内訳は、34件全数が労働者であった。

これを就労形態にみると、パート・アルバイト等の短時間労働者15件（44.1%）、正社員13件（38.2%）、有期雇用契約者6件（17.6%）であった。

(3) 申請内容 [表9]

申請内容の内訳は、「いじめ・嫌がらせ」に関するものが18件（52.9%）で最も多く、次いで「その他の労働条件」が4件（11.8%）、「解雇（普通解雇・整理解雇・懲戒解雇）」3件（8.8%）であった。

[表9] あっせん申請内容別件数の推移

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
いじめ・嫌がらせ	22	17	39	9	18
解雇(※1)	23	14	15	5	3
労働条件引下げ(※2)	4	3	8	1	1
その他(上記以外)	26	22	25	9	12
合計	75	56	87	24	34

(単位:件)

※1 「解雇」は、普通解雇、整理解雇、懲戒解雇の合計である。

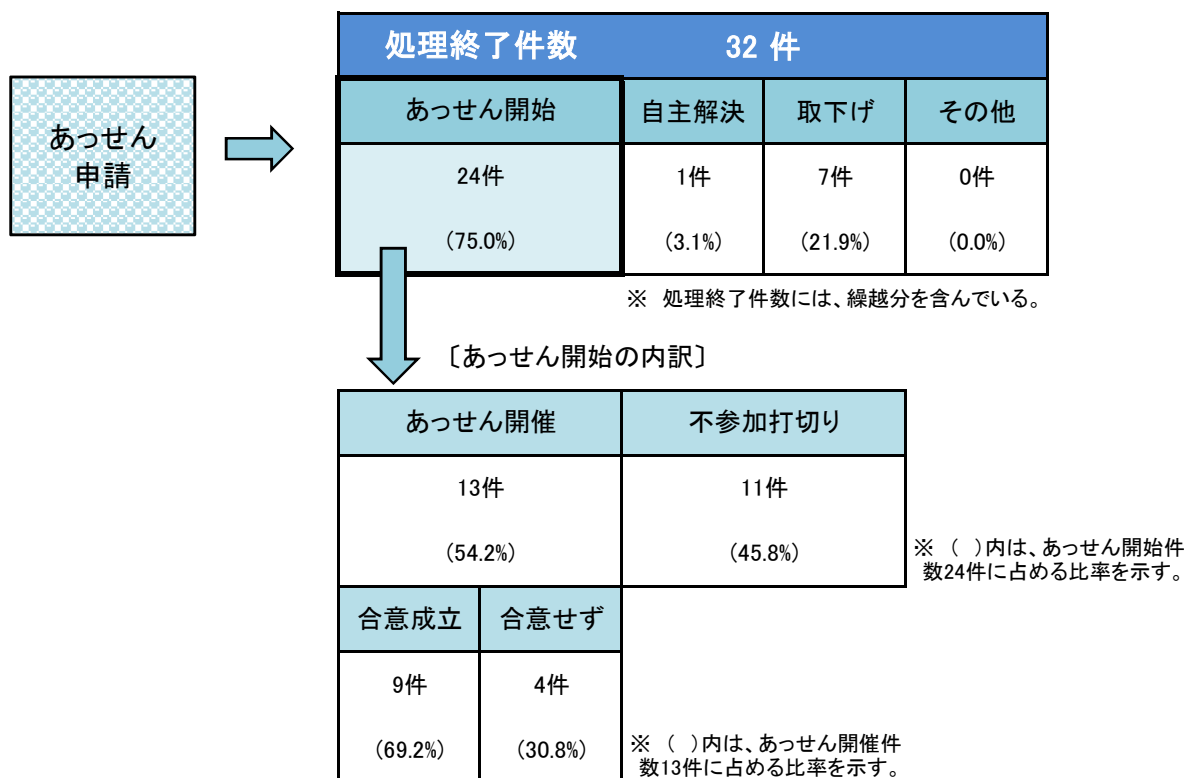
※2 「労働条件引下げ」は、それぞれ賃金、退職金、その他の労働条件引下げの合計である。

※3 内容別の合計が申請件数よりも多いのは、1件の申出で複数の項目を受理したことによる。

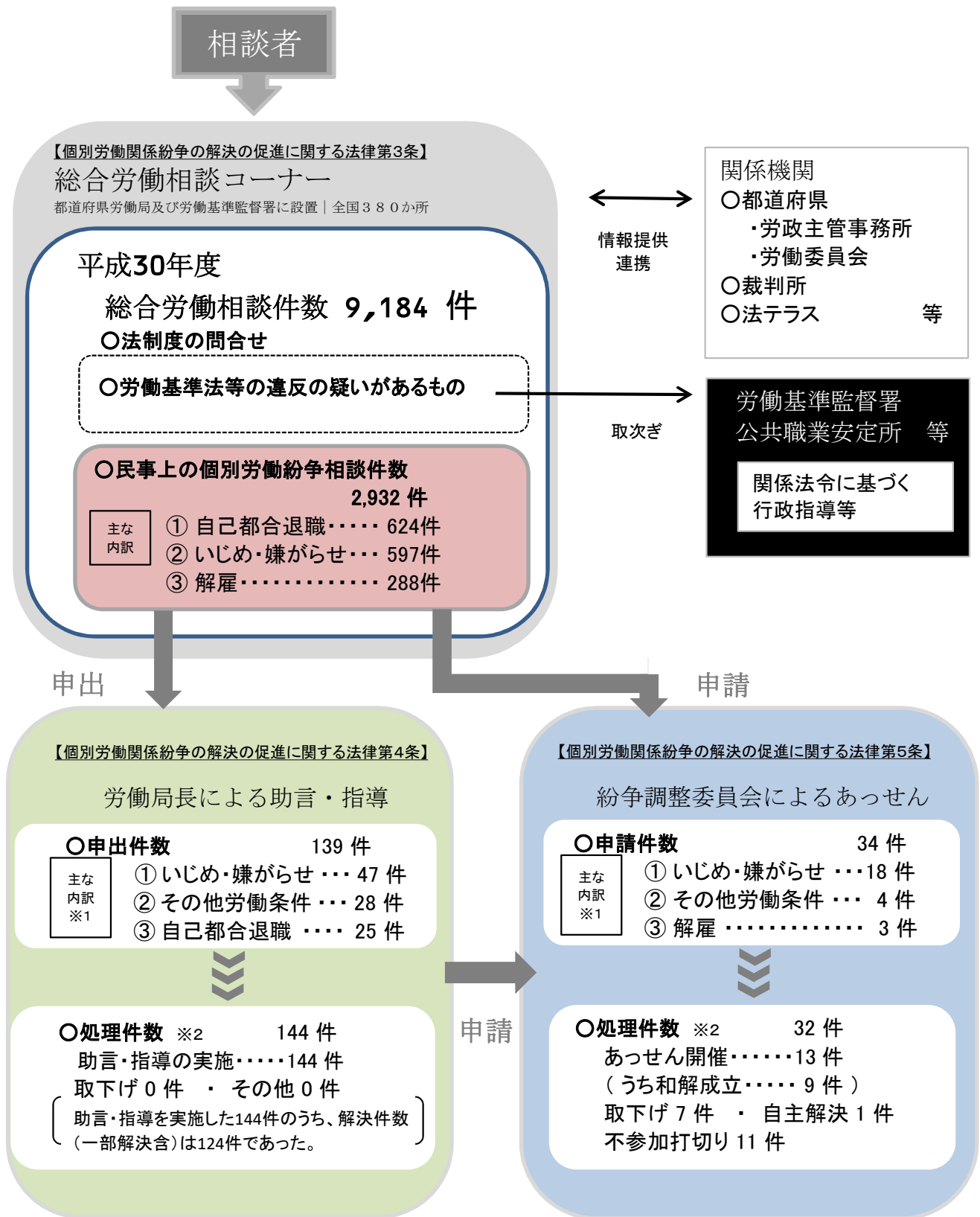
(4) あっせん処理状況 [表10]

あっせん処理状況は下表のとおりであり、具体的な事例は別添2に掲載している。

[表10] あっせん処理状況



5 個別労働紛争解決制度の枠組みと処理状況（まとめ）



※1 1回において複数の内容にまたがる申出又は申請があった場合には、複数の内容を件数に計上している。

※2 年度内に処理が完了した件数で、当該年度以前に申出又は申請があったものを含む。